

障がい者用 Kitaca について（ご利用案内）

【ご利用条件】

- 障がい者用 Kitaca は、各自治体で発行する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるもの）（以下、「手帳」）をお持ちのお客様（小児を除く）とその介護者にご利用いただける、割引対応の Kitaca です。
- ご本人とその介護者は、本人用 Kitaca・介護者用 Kitaca の使用にあたり、Kitaca エリア内における同一行程（同時刻・同一駅・同一経路・同一列車）による乗車および降車のために使用するものとします。ただし、利用区間の距離が 101 キロ以上の場合、ご本人単独での利用が可能です。なお、距離が 101 キロ以上の場合でも、入場から出場までの有効期間は 1 日間です。
- 当社は、障がい者用 Kitaca のご利用状況の確認を定期的に行うものとし、詳細なご利用状況の確認が必要と認められる場合には、障がい者用 Kitaca の利用停止措置を行うことがあるほか、ご利用状況の確認および適切なご利用方法についてご案内を行うため、ご本人が届け出た連絡先に連絡することがあります。→【個人情報の取扱いについて】を参照

【有効期間】

- 障がい者用 Kitaca は、お求めいただいた日から 1 年後の同月末日まで有効です。ただし、精神障がい者割引適用の障がい者用 Kitaca については、当該カードをお求めの際に呈示した精神障害者保健福祉手帳の有効期限が先に到来する場合は、その有効期限の日が有効期限となります。
- 有効期間の終了日以降も、障がい者用 Kitaca のご利用を希望する場合、手帳をご呈示いただき、ご利用条件を満たしていることが確認できた場合に障がい者用 Kitaca の有効期間を更新します。
- 有効期間の更新を行う際には、本人用 Kitaca・介護者用 Kitaca の有効期間を同時に更新することが条件となります。その際には手帳をご呈示ください。

【制限事項】

- 障がい者用 Kitaca は、J R 北海道の Kitaca エリア内のみでご利用いただけます。
J R 北海道以外の事業者のエリアではご利用いただけません。SAPICA エリアもご利用いただけません。
- 障がい者用 Kitaca は、新幹線 e チケットではご利用いただけません。

【その他】

- その他、障がい者用 Kitaca のご利用に関する事項は、「北海道旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」および「北海道旅客鉄道株式会社障がい者 IC カード乗車券取扱規約」の適用を受けます。

【個人情報の取扱いについて】

当社は、ご記入いただいた個人情報を以下の利用目的の範囲で利用いたします。

- ① 障がい者用 Kitaca の申込内容確認、利用資格確認、有効期間更新、変更、利用停止、再発行、払いもどし等
- ② 障がい者用 Kitaca のご利用状況の確認（利用停止手配を含む）
- ③ 障がい者用 Kitaca のご本人のご利用状況の確認及び適切なご利用方法のご案内に関する連絡のため
- ④ 障がい者用 Kitaca の紛失時など弊社から連絡する必要があるとき